

第5章 総合考察

本研究では、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導の現状を把握することを1つの目的とし、高等学校、大学、企業、特別支援学校、福祉・労働機関に調査を実施した。しかしながら、調査の回収率は、連携先である特別支援学校で54.3%、福祉・労働機関で40.2%とやや多かったものの、高等学校では、はがきによる予備調査（以下、予備調査）で33.8%、質問紙調査で32.5%と3割程度の回収率であった。また、進路先である大学は30.5%、企業は13.7%と想定よりも低い状況であった。調査項目を作成する際、回答者の負担をできるだけ軽減するよう配慮を行ったり、未回答機関への督促を行ったりしたが、回答が伸び悩んだ背景として、高等学校では、発達障害等のある生徒の在籍が認識されていなかったり、障害特性に応じた進路指導が行われていなかったりと、調査対象として該当しない、あるいは支援実績がなく回答が難しいと判断された可能性が推察される。回収率が低かったことから、本調査の結果を全国の状況と捉えることは難しい。しかし、これまでに関連する調査が行われていない中、進路指導の充実に向けた高等学校に対する進路先の期待と、高等学校を支える連携の展望等、示唆に富む知見を把握することができた点では意義が大きい。以下、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導は、これから取り組むべき課題であることを前提に、考察を行うこととする。

1. 高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導の状況

文部科学省（2021c）によると、令和2（2020）年度現在4,874校の高等学校があり、この内訳は、全日制84.0%、定時制11.4%、通信制4.6%となっている。本研究の高等学校を対象とした予備調査の回答校は、全日制93.5%、定時制3.7%、通信制2.8%であった。また、その後の質問紙調査の回答校は、全日制91.7%、定時制7.6%、通信制0.7%であった。2つの調査の課程の割合は、設置状況とやや違いがあるものの、設置の傾向と大きく変わるものではなかった。

また、予備調査の結果、回答校において発達障害等のある生徒の在籍は、全日制で84.5%、定時制・通信制で99.0%であり、他の障害種に比べて、発達障害等のある生徒の在籍が多いことが確認された。

予備調査で障害のある生徒が在籍していると回答のあった学校に質問紙調査を実施し、好事例をたずねたところ、他障害種に比べ発達障害の事例が多く回答されていた。なお、進路先は、46.2%が進学、36.3%が就職であり、職業訓練などの移行期間を経ずに就職を選択する生徒も一定数いることが確認された。発達障害等のある生徒にとって、進路先で困難なく過ごすためには、高等学校段階までの指導・支援の経験が大きく、特に、社会に出ることを目前にした生徒にとっては、キャリア教育を含め、指導・支援が提供されるこ

とが期待される。新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省，2021b）でも、進路先で困難さを抱える生徒がいることに触れ、学校段階から卒業後を見据えた指導・支援を行うことや、進路先へ情報の確実な引継ぎを行うことの重要性が提言されている。

こうした中、インタビュー調査から、「生徒自身の特性への理解不足」と「進路先のイメージの持ちづらさ」が進路先での適応困難につながっていく要因であることが見出された。また、進路指導を充実させるには「自己理解に関する指導・支援」「将来へのイメージづくり」「関係機関との連携」が必要であることが把握された。いずれも一斉指導では、十分に対応できないことから、通級による指導やスクールカウンセラーなどの校内資源を積極的に活用し、教員それぞれのかかわりを個別対応で終わらせるのではなく、組織として位置付かせていくことが必要と思われる。

2. 高等学校の課程による進路指導に関わる取組の違い

質問紙調査では、発達障害等のある生徒への進路指導において必要と思われる内容を挙げ、実施状況をたずねた。その結果、全日制、定時制・通信制とも「対人コミュニケーション力を高める指導・支援」「自己肯定感を高める指導・支援」「自己理解（障害特性を含む）を促す指導・支援」が多かったが、定時制・通信制と比べ、全日制においては実施が半数程度のものが多かった。

また、進路指導に期待される内容について、実施している教育課程をたずねたところ、全日制では、「作業遂行に関する力を高める指導・支援」が、共通する教科や専門学科で開設の教科の中で実施されており、「インターンシップの調整・実施」や「働くことを意識づける指導・支援」は総合的な探求の時間で取り組まれていた。定時制・通信制では「作業遂行に関する力を高める指導・支援」や「働くことを意識づける指導・支援」は専門学科で開設の教科や学校設定科目で実施されており、「働くことを意識づける指導・支援」は、総合的な探求の時間でも取り組まれていた。なお、通級指導教室設置校の場合、これらの進路指導に関わる内容は、通級による指導で実施されていた。

定時制・通信制や専門学科は、就職を選択する生徒が比較的多いことから、就労につながる指導を受ける機会が多く、学校の特色として学校設定科目を定め、積極的に活用していることが考えられる。他方、全日制の中でも普通科は、進学を希望する生徒が多いため、専門学科に比べて就労につながる指導を受ける機会が少ないことが考えられる。

連携においては、全日制、定時制・通信制とも、基本的な生活力は、家庭（保護者）に連携を求めている。しかし、自己理解を促したり、メンタルの安定を図ったりすることについて、全日制は家庭（保護者）に支援を求めることが多いが、定時制・通信制は、関係機関に支援を求めている。定時制・通信制の方が関係機関との連携の実績があり、支援要請への敷居が低い一方、全日制は連携が少なく、家庭（保護者）に支援を委ねがちな傾向があることが考えられる。海口（2020）は、全国の高等学校を対象とした調査を通し、

発達障害のある生徒に対応した特別な就労支援体制や仕組みがない学校が多いことを報告しているが、本調査の結果から、特に全日制普通科に在籍する発達障害等のある生徒にとって、就労のみならず、進学に向けても必要な指導・支援を受ける機会が少なく、関係機関との連携においても課題があることが明らかとなった。

3. 高等学校において効果的と考えられる進路指導の内容

質問紙調査の結果を踏まえ、発達障害等のある生徒の進路指導が好事例となる要因を整理したところ、保護者や家庭との連携による生徒の自己理解や、校内における資源の活用と教職員の連携が不可欠であることが見出された。また、好事例においては、生徒の進路先決定に向けて、「生徒の希望や特性に寄り添った進路指導」が、また、進路先決定及び自立と社会参加に向けて、「社会的スキルを高める指導・支援」「体験・実習を通じた指導・支援」等が行われていた。

インタビュー調査では、進路指導を充実させるには「自己理解に関する指導・支援」「将来へのイメージづくり」「関係機関との連携」が挙がっており、障害特性に応じた指導を行っている学校では、進路指導で必要な内容について、一定の認識がされていることが確認された。先に述べた進路指導の課題となる「生徒自身の特性への理解不足」や「進路先のイメージの持ちづらさ」を取り除くためには、これらの指導・支援を通して、家庭（保護者）の理解や協力を得て、本人の特性理解・自己理解が進んだり、卒後の生活イメージを具体的に想像しながら進路について考えたりすることが必要になろう。

質問紙調査及びインタビュー調査の双方で、進路指導に関する内容について、「自己理解」や「対人コミュニケーション」といった基礎的な力を培うための指導・支援が、通級による指導で実施されていることが確認された。通級による指導で参考とされている自立活動は、生きる力をつける学びであり（文部科学省，2018a、文部科学省，2018b）、進路指導とも関連することから、指導の中に取り入れられていることが考えられる。しかしながら、通級指導教室を設置する学校を増やすことは容易ではない。そのため、本研究で明らかになった知見が、進路指導の専門性として位置付くことが期待される。さらに、進路指導に関連付けて各教科で実施している内容も、学校の知見として蓄積し、より組織的に対応できるような仕組みを整えていく必要がある。加えて、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用するなどして、進路指導の質の向上を図ることが必要である。

4. 進路先における発達障害等のある学生・社員の状況

進路先となる大学と企業に対し、学生生活、職業生活への困難度が高い、もしくは高いと思われた発達障害のある学生・社員1名を任意で選んでもらったところ、大学では、回答の約7割にあたる186件が発達障害等であり、ASDとADHDが多かった。一方、企業では発達障害は60件と少なく、障害種別については分からないという回答が約半数であった。障害者雇用実態調査（厚生労働省，2019）でも、障害者雇用において発達障害の

割合は低いことが示されており、こうした背景が影響したことが考えられる。一般雇用の場合は、生徒の障害や困難さについて高等学校から引き継がれることがなければ、就職後に本人を通し把握することは難しい。そのため、本人・保護者の同意のもと、高等学校から必要な情報を引き継ぐことの重要性が見出される。

大学においては、93.0%が高等学校から入学しており、診断・判定がある学生は83.7%であった。相談利用につながったのは1年次が最も多く、入学前までに支援を受けた経験があることが推察される。支援につながるには、支援の必要性を理解していることと、支援に効果があるという体験があることが必要である。支援を受けることへのハードルを低くするためには、進学までの相談経験が重要であると推察される。さらに、高等学校とは異なり、大学では本人から学内サービスにつながるものが前提となる。必要な支援を受けるためには、進路指導の段階で、大学における支援へのアクセスの方法について情報提供をすることも望まれる。

5. 進路先における適応困難の状況と提供されている支援の内容

選定した学生や社員の困難像のうち、適応の困難度が高い状態について選択してもらったところ、大学・企業とも高い困難像を示した内容は、「他者とストレスなく過ごすことが難しい」といった心理面での困難さ、「人間関係を築き、チームで活動することが難しい」といったコミュニケーションでの困難さ、「臨機応変に対応することが難しい」といった実行性に関する困難さと、複数の領域にまたがり困難さを示していた。また、大学では困難度が高いと回答した内容が多かったが、企業では困難度が高いと回答した内容は大学よりも少なく、大学の方が企業よりも困難度が高い者が多いという結果であった。企業は営利団体のため、適応の困難度が高い場合は就労につながりにくい、といった状況を反映していると考えられる。

適応困難が生じた背景要因について、大学では「本人自身の理解」や「保護者の理解や支援」が十分でなかったこと、企業では、「本人自身の理解」や「職場の同僚の理解や配慮が十分でなかったこと」が挙げられていた。障害特性の理解や受け止めには時間がかかることから、小学校や中学校での気づきや支援の積み重ねが望まれるが、文部科学省（2022b）の調査結果から、発達障害等の特性があるのではないかと気づかれながらも、支援を受けていない小中学生が少なくない状況が示されている。よって、自己理解の不十分さは、高等学校における課題とばかり言い切れないところはある。しかしながら、支援や配慮を受けるには、自己理解を礎とした配慮の申請が必要となることから、高等学校卒業後、社会に出た後の適応を考えると、自己理解は欠かすことができない指導・支援内容であり、その取組方法は検討すべき課題である。

こうした状況の中、大学では「カウンセリングの提案・実施」や「合理的配慮に向けた情報共有」のほか、授業での合理的配慮として「課題の期限の調整や必要な機材の購入」「授業参加に関する支援」など、学生生活の遂行につながる支援や配慮が多く行われてい

た。さらに、授業中にも合理的配慮が受けられるよう、学生本人への支援のみならず、教員への合理的配慮に向けた情報共有等を行うなど、幅広く支援が行われていた。日本学生支援機構（2018）は、障害のある学生のため、履修登録、授業、学生生活など場面に分けて必要な支援を示すことで教職員への支援を促すなど、障害のある学生の支援の充実を目指している。大学で積極的に進めている支援がスムーズに受けられるようにするためにも、高等学校での進路指導で情報提供をすることは不可欠であろう。

企業で実施している支援・配慮は「面談・相談の実施」「メンター、担当等による支援」「業務上の配慮」「ジョブコーチによる支援」「連携による支援（家族や就労支援機関等）」「支援体制の整備（上司や同僚による言葉かけや周囲の情報共有等）」など、業務遂行に直接つながるものが多く、勤務内容に応じて必要な支援が提供されていると考えられる。

企業では、職場の同僚といった周囲の理解や配慮が十分でなく困難さが生じていると回答が多かった。企業は営利団体のため、適応の困難度が高い者は就労につながりにくいと想定される中、仮に就労につながったとしても、期待される成果を出すために配慮が後まわしになるなど、周囲の配慮のなさが二次的な障害につながる状況があることも推察される。本人への直接の支援のみならず、社内において、発達障害等のある社員が勤務している可能性があることや、支援や配慮などの理解を求めていくことも期待される。

6. 特別支援学校や福祉・労働機関との連携状況と課題

特別支援学校と福祉・労働機関に高等学校との連携についてたずねたところ、高等学校から依頼を受けた特別支援学校は6割程度であった。福祉・労働機関では、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターとも9割を超えていると推察された。また、支援依頼のあった障害種の中で最も多かったのが発達障害であり、その割合は特別支援学校で約7割、発達障害者支援センターで9割以上、障害者就業・生活支援センターで約9割であった。

高等学校から依頼があれば対応可能と回答のあった内容を、特別支援学校と福祉・労働機関（発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センターの計）の別に見ると、それぞれの機関の特徴が明らかとなった。特別支援学校では、「障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること」「障害の理解・啓発に関すること」「学習上、生活上の困難の把握に関すること」「障害特性に配慮した授業づくりに関すること」「個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること」などが上位であった。特別支援学校の中には、対象とする障害種のみならず、発達障害等のある生徒も在籍していることから、自校の指導で蓄積されたノウハウを生かし、センター的機能の中で活用することが可能と考えられていると推察される。また、平成19（2007）年から特別支援学校のセンター的機能が始まり（文部科学省，2007）、既に16年が経っていることから、実際に小・中・高等学校で支援を行ったノウハウもあり、障害特性の理解や把握、これに基づく指導・支援や授業づくりにおいて支援が可能と考えられていることも推察される。

また、福祉・労働機関では、「自機関以外の就労支援を行う機関の利用に関すること」「障害の理解・啓発に関すること」「障害の診断に向けた受診の進め方に関すること」「障害者手帳の取得に関すること」「障害者の雇用制度と支援内容に関すること」などが上位であった。福祉・労働機関は、支援内容の中でも、特に、障害者就労についての制度など、福祉・労働サービスの利用に関して支援を担うことができると考えられている点に特徴が見られた。

一方、特別支援学校、福祉・労働機関とも、高等学校からの依頼に対して対応可能という回答に対し、対応した実績があるという回答は少なく、この傾向は特別支援学校に顕著であった。特別支援学校が対応可能として挙げている項目は、発達障害等のある生徒が在籍する学校であれば必要な内容であるが、福祉・労働機関以上に活用されていない背景として、全日制における特別支援学校との連携に向けた認識の低さが考えられる。平成 19（2007）年の通知文では、センター的機能として、小・中学校のほか、高等学校等の教員への支援機能も求められていたが、高等学校における特別支援教育の進展の遅れから連携が進みづらく、活用に向けた認知度も低い状況にあることが考えられる。

特別支援学校においては、これまでに、進路学習、作業学習、職場実習といった流れで指導が行われてきた実績がある。専門学科をはじめ、就職を希望する生徒が在籍する高等学校においては、こうしたノウハウを取り入れながら進路指導を行うことが期待される。一方、高等学校と特別支援学校では在籍する生徒の状況や校内の体制も異なることから、高等学校においては、積極的に特別支援学校と連携を取り、培われた知見をどのように高等学校に合わせて活用するか、検討していくことも必要となろう。

7. まとめ

本研究の結果から、発達障害等のある生徒を含む、ほとんどの生徒が高等学校に進学する状況の中、受け皿として最も大きい全日制普通科において、障害に対する認識や障害特性に応じた進路指導が進んでいない状況が把握された。

高等学校は、学科や課程の多様性のみならず、義務教育と異なり入学選抜がある。将来の希望や高等学校の情報をもとに、生徒が学校選択をして入学するケースも少なくないと考えられる中、全日制普通科は進学希望が多く、定時制・通信制や全日制専門学科の高等学校は、就職を希望する生徒が比較的多い状況にあると考えられる。就職を希望する生徒が多い高等学校は、就職率を上げるためにも、発達障害等のある生徒であれば、特性に応じて就職に結びつくよう具体的な指導・支援を行ったり、関係機関と連携を行ったりしていることが考えられる。一方、進学を希望する生徒が多い高等学校は、大学入学共通テストに向け、学力に目が向きがちな状況にあると考えられる。そのため、調査項目で示したような発達障害等の特性による困難さについては、見過ごされがちになっていることが推察される。

本研究では、進路先に関係なく、本人や保護者による特性理解が進んでいない場合や、

進路先のイメージができない状況で進路先決定があった場合は、進学や就職をした先で困難な状態を示す可能性が高いことが把握された。障害特性による困難さは環境との関連で生じるものである。そのため、大学では本人の特性に合った学部や学科、企業では特性に合った勤務内容といったマッチングが必要不可欠であり、できるだけ本人が適応しやすい環境を選択できるような進路選択が必要であろう。そのためにも高等学校には、進路先や関係機関から具体的な情報提供を受け、卒業後の生活を具体的にイメージしつつ進路指導が進められることが望まれる。また、高等学校での進路指導を、特別支援学校が福祉・労働機関と役割分担の上、センター的機能として支えていくことも望まれる。

最後に忘れてならないのは、今回の進路先調査において、進路先で適応困難があると選定された学生や社員は、支援につながっている人たちの状況である。実際は、困難さを感じながらも、支援につながっていない学生や社員がおり、その人たちは、今回の調査で選定された学生や社員以上に、高等学校段階までに指導・支援が必要であった可能性がある。

本研究に取り組んだことで、発達障害等のある生徒の進路指導に期待されるのは、進路選択にとどまらず、生徒が卒業後、どのように社会につながっていくかを意識しながら、必要な支援を本人、保護者、関係教職員がともに考えることであることが確認された。本研究の知見が、進路指導に生かされることが期待される。